



# 島根県報

平成26年6月6日（金）

第2,603号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

公有水面埋立ての竣功認可	（漁港漁場整備課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出	（中 小 企 業 課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出	（       "       ）	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	6

**告 示****島根県告示第350号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年6月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 竣功認可の年月日

平成26年5月27日

## 2 竣功認可を受けた者

浜田市殿町1番地

浜田市 代表者 浜田市長 久保田章市

## 3 埋立区域の位置、区域及び面積

## (1) 位置

島根県浜田市松原町1443番2、同町138番5から同町176番を経て同町437番甲に至る間の土地に接する無番地、同町1297番2及び1297番1の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と90の地点を結んだ線により囲まれた区域。

- 1の地点 島根県浜田市港町日和山143番地の国土地理院日和山三等三角点（北緯34度54分01秒9267、東経132度04分03秒2700）から60度38分35秒、842.32メートルの地点
- 2の地点 1の地点から126度51分58秒、3.02メートルの地点
- 3の地点 2の地点から117度56分11秒、5.09メートルの地点
- 4の地点 3の地点から106度18分57秒、5.35メートルの地点
- 5の地点 4の地点から94度26分39秒、5.39メートルの地点
- 6の地点 5の地点から81度29分38秒、6.53メートルの地点
- 7の地点 6の地点から67度14分57秒、6.13メートルの地点
- 8の地点 7の地点から60度26分23秒、74.28メートルの地点
- 9の地点 8の地点から60度04分16秒、20.04メートルの地点
- 10の地点 9の地点から57度47分05秒、20.08メートルの地点
- 11の地点 10の地点から53度11分41秒、20.20メートルの地点
- 12の地点 11の地点から47度45分02秒、20.17メートルの地点
- 13の地点 12の地点から42度29分51秒、20.15メートルの地点
- 14の地点 13の地点から37度15分18秒、20.14メートルの地点
- 15の地点 14の地点から33度31分06秒、20.07メートルの地点
- 16の地点 15の地点から31度50分18秒、20.15メートルの地点
- 17の地点 16の地点から25度43分56秒、20.32メートルの地点
- 18の地点 17の地点から11度29分44秒、20.38メートルの地点
- 19の地点 18の地点から358度54分14秒、20.39メートルの地点
- 20の地点 19の地点から346度28分34秒、20.59メートルの地点
- 21の地点 20の地点から320度49分39秒、20.74メートルの地点
- 22の地点 21の地点から299度03分49秒、15.06メートルの地点

---

23の地点	22の地点から201度30分32秒、0.51メートルの地点
24の地点	23の地点から291度27分12秒、0.91メートルの地点
25の地点	24の地点から22度03分22秒、0.11メートルの地点
26の地点	25の地点から291度22分36秒、23.15メートルの地点
27の地点	26の地点から316度36分17秒、11.40メートルの地点
28の地点	27の地点から318度25分33秒、2.01メートルの地点
29の地点	28の地点から322度57分49秒、2.04メートルの地点
30の地点	29の地点から325度43分47秒、1.20メートルの地点
31の地点	30の地点から94度00分19秒、7.04メートルの地点
32の地点	31の地点から74度47分48秒、4.73メートルの地点
33の地点	32の地点から132度40分24秒、5.15メートルの地点
34の地点	33の地点から127度22分15秒、3.42メートルの地点
35の地点	34の地点から245度57分56秒、4.29メートルの地点
36の地点	35の地点から103度25分41秒、6.47メートルの地点
37の地点	36の地点から94度57分32秒、3.67メートルの地点
38の地点	37の地点から80度39分00秒、5.99メートルの地点
39の地点	38の地点から84度38分16秒、12.24メートルの地点
40の地点	39の地点から10度49分11秒、3.99メートルの地点
41の地点	40の地点から95度50分02秒、2.38メートルの地点
42の地点	41の地点から108度51分56秒、1.39メートルの地点
43の地点	42の地点から120度43分30秒、1.60メートルの地点
44の地点	43の地点から129度23分30秒、3.31メートルの地点
45の地点	44の地点から140度57分35秒、1.73メートルの地点
46の地点	45の地点から150度06分54秒、5.24メートルの地点
47の地点	46の地点から149度30分37秒、11.90メートルの地点
48の地点	47の地点から144度18分48秒、7.49メートルの地点
49の地点	48の地点から134度28分48秒、5.07メートルの地点
50の地点	49の地点から44度28分48秒、2.10メートルの地点
51の地点	50の地点から132度52分38秒、3.14メートルの地点
52の地点	51の地点から132度41分17秒、5.44メートルの地点
53の地点	52の地点から140度30分29秒、4.11メートルの地点
54の地点	53の地点から159度03分54秒、1.88メートルの地点
55の地点	54の地点から170度57分28秒、3.90メートルの地点
56の地点	55の地点から182度47分08秒、3.89メートルの地点
57の地点	56の地点から184度19分31秒、10.10メートルの地点
58の地点	57の地点から184度35分18秒、12.45メートルの地点
59の地点	58の地点から184度25分46秒、17.47メートルの地点
60の地点	59の地点から191度32分25秒、6.28メートルの地点
61の地点	60の地点から198度23分58秒、10.14メートルの地点
62の地点	61の地点から200度38分26秒、9.84メートルの地点
63の地点	62の地点から202度54分36秒、6.00メートルの地点
64の地点	63の地点から204度20分01秒、7.93メートルの地点

---

- 65の地点 64の地点から211度06分02秒、15.87メートルの地点  
66の地点 65の地点から214度56分35秒、8.21メートルの地点  
67の地点 66の地点から217度45分13秒、14.92メートルの地点  
68の地点 67の地点から220度03分30秒、9.71メートルの地点  
69の地点 68の地点から220度56分34秒、10.02メートルの地点  
70の地点 69の地点から222度30分22秒、10.15メートルの地点  
71の地点 70の地点から226度08分00秒、9.80メートルの地点  
72の地点 71の地点から226度37分55秒、10.23メートルの地点  
73の地点 72の地点から229度45分07秒、9.54メートルの地点  
74の地点 73の地点から231度29分34秒、9.60メートルの地点  
75の地点 74の地点から234度10分51秒、11.17メートルの地点  
76の地点 75の地点から235度42分42秒、12.29メートルの地点  
77の地点 76の地点から240度12分55秒、28.80メートルの地点  
78の地点 77の地点から240度13分53秒、10.46メートルの地点  
79の地点 78の地点から240度50分29秒、20.11メートルの地点  
80の地点 79の地点から240度58分47秒、24.02メートルの地点  
81の地点 80の地点から244度27分28秒、16.14メートルの地点  
82の地点 81の地点から245度23分26秒、12.81メートルの地点  
83の地点 82の地点から245度53分45秒、5.19メートルの地点  
84の地点 83の地点から251度01分43秒、5.98メートルの地点  
85の地点 84の地点から256度25分51秒、5.98メートルの地点  
86の地点 85の地点から338度42分01秒、1.64メートルの地点  
87の地点 86の地点から336度59分51秒、9.59メートルの地点  
88の地点 87の地点から336度02分50秒、1.81メートルの地点  
89の地点 88の地点から331度19分53秒、1.90メートルの地点  
90の地点 89の地点から326度00分05秒、2.43メートルの地点

(3) 面積

3,330.86平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 免許の年月日及び番号

平成20年10月28日 指令漁第229号

6 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、浜田水産事務所及び浜田市役所

---

島根県告示第351号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年6月6日

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ディオ松江南店 島根県松江市上乃木九丁目3252-3外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目601番地

## (3) 変更しようとする事項

## ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) 100満ボルト松江店

(変更後) ディオ松江南店

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目601番地

(変更後) 大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昭司 岡山県倉敷市堀南704番地の5

## (4) 変更の年月日

平成26年7月1日

## 2 届出年月日

平成26年5月26日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課 (松江市末次町86番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**島根県告示第352号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年6月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ディオ松江南店 島根県松江市上乃木九丁目3252-3外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目601番地

(3) 変更しようとする事項

ア 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 建物南側 (屋外)

(変更後) 建物南東側 (屋内)

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時から午後9時まで

(変更後) 24時間

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後9時30分まで

(変更後) 24時間

※駐車場No.1の一部は、午前6時から午後9時まで

エ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4箇所 (駐車場No.1 : 2箇所、駐車場No.2 : 2箇所)

(変更後) 8箇所 (駐車場No.1 : 6箇所、駐車場No.2 : 2箇所)

オ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前8時から午後8時まで

(変更後) 24時間

(4) 変更する年月日

平成26年7月1日

2 届出年月日

平成26年5月26日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第353号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の

区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年6月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

郷G

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次に結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
江津市有福温泉町979番続1	1号及び4号
〃 1223番1	2号及び3号
〃 976番7	5号
〃 976番6	6号